中村事務所三三二

5 月 号 第262号 発行日 2022年 5月 2日 発行責任者 中 村 仁 司 発行所 行政書士 中村事務所 新宿区西新宿 7-19-7-402 TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

梅雨時期ではないのに、最近雨が多いですね。今年の梅雨入りは例年より少し早めの5月末か、6月上旬辺りからと予想されているようです。皆さま、お元気でご活躍のことと思います。サッカーの4年に1度の祭典、ワールドカップの組分け抽選が4月1日に行われました。日本が入ったのはグループE。スペイン、ドイツという欧州の大国と同じグループとなりました。残る1か国は、コスタリカとニュージーランドが戦う6月の大陸間プレーオフで決まることになります。過去に4度ワールドカップを制しているドイツと、2008年から2012年にかけて前人未到のビッグトーナメント3連覇を達成した(ワールドカップ1回、ヨーロッパ選手権2回優勝)スペイン。そんな中、ベスト8以上を目標に掲げる日本代表。この強大な敵に対して、果たして勝算があるのでしょうか!?6月には、国際親善試合でパラグアイ代表(6/2札幌ドーム)、ブラジル代表(6/6国立競技場)と対戦します。FIFAランキング1位のブラジルと対戦できることは、ワールドカップを見据えて準備する日本代表にとって、楽しみな試合になると思います。がんばれ日本! 中村

営業所専任技術者と現場技術者の兼務についての検討会が行われました

営業所の専任の技術者の取扱いについて現行制度では、営業所における専任の技術者(以下「営業所専任技術者」 という。)については、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところである が、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所 の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの については、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術 者(法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く。以下「主任技術者等」という。)となった場合についても、 「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。とされています。 つまり専任の営業所 から近接の税込3,500万円未満の工事現場であれば兼務可能であるが専任現場である税込3,500万円以上の工事現場 との兼務は認められておりません。 昨今の技術者不足が懸念される中、技術者を営業所の業務のみに従事させる のではなく、現場の監理技術者等としても配置するニーズが大きく、工事現場の監理技術者等については、ICT 機器の整備、現場同士の距離、施工体制など一定の条件のもと「2現場まで」の兼務を可能とする案を検討中です。 また、営業所の専任技術者と工事現場の監理技術者等の兼務については、営業所専任技術者としての役割(適正な 請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的なサポート等)と、現場技術者としての役割(適正施工の確保)の両 方を達成できるよう、同様の条件のもと、「1営業所+1専任現場」の兼務を可能にしてはどうかといった観点から、 営業所専任技術者と現場技術者が兼務可能な条件案が下記のとおり出されております。

工事現場について

- ・1営業所と、当該営業所において請負契約が締結された工事請負金額が1億円未満(建築一式工事は1.5億円未満) の1現場(専任を要するもの)を兼任すること。
- ・監理技術者等と営業所が常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・監理技術者等と現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要な音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・工事現場が営業所から一日に巡回可能な範囲に存在すること。

施工体制について

- ・工事現場に連絡要員として技術者を配置すること。(専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能)
- ・工事全体の下請次数が3次以内であること。
- ・日々の施工体制がCCUS等により遠隔から把握可能であること。
- ※上記は検討されている見直し案で、正式な通達ではないため変更される場合がございます。(中山・山中・森)

知っちょい得

改正により交通事故等で発生する不法行 為債権の消滅時効については被害者が加害 者と損害を知った時から3年(但し、生命身 体に対する侵害については5年)又は不法行 為の時から20年の経過で消滅時効にかか るとされました。知ってから3年の部分に変 更はありませんが、不法行為から20年で消 滅時効になるとされたことにより改正前は 判例上除斥期間(時効と異なり原則として中 断等が無く期間の経過により一律権利行使 が出来なくなるもの。) とされていたものが、 時効になったため時効成立の障害事由であ る更新や完成猶予が適用される可能性があ るため公害や薬害等相当な長期間を経て被 害が明らかになる事案でも柔軟な解決を図 ることができるようになりました (続く)。

弁護士 渋谷和洋

千代田区六番町3番地1協和ビル6階

建設第Q&A

Q. 建築一式工事とはどのようなものですか?

A. 建築一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて建築物を作る(解体する)工事で、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。例えば、一般に「リフォーム工事」といわれる工事の多くは専門工事(内装仕上工事など)に区分されます。建築確認を要する増改築など、大規模なリフォーム工事では、建築一式に工事に区分される場合もあります。

タマネギ

日本人が好んで使う野菜のひとつであるタマネギですが、もともとフルーツ並みの糖度が含まれており、加熱することで、辛み成分が揮発や分解し、細胞壁が壊れて糖分が細胞の外に出ることで甘さを感じることが出来るようになります。また、血液をサラサラにする硫化アリルは血液が固まるのを抑制するので血液をサラサラにし、高血圧、動脈硬化、脳梗塞、心筋梗塞などの予防にもよいといわれています。 血液をサラサラにするといわれる野菜は他にニンニク、ネギ、カブ、パセリ、アスパラガスがあります。 (森)